

議員提出議案第9号

東郷町方面地区のウラン残土を三朝町木地山地内（県有地）に移転する

ことについて反対する意見書

このことについて、下記のとおり鳥取県知事に意見書を提出する。

平成8年6月25日

提出者 三朝町議会議員 岡 嶋 達 雄

賛成者 三朝町議会議員 小 椋 昭 一

賛成者 三朝町議会議員 福 田 家 和

賛成者 三朝町議会議員 角 本 章

賛成者 三朝町議会議員 徳 田 一 彦

賛成者 三朝町議会議員 西 村 武津美

平成8年6月25日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

東郷町方面地区のウラン残土を三朝町木地山地内（県有地）に移転する

ことについて反対する意見書

本議会は、東郷町方面地区のウラン残土を三朝町木地山地内（県有地）に移転することについて、断固反対する。

東郷町方面地区のウラン残土撤去問題について、新聞紙上あるいはテレビ等で大々的に報道され、本町天神川流域住民はもとより、全町民が不安な毎日を過ごしている。

三朝町民が安心して暮らせるためにも、東郷町方面地区のウラン残土を三朝町木地山地内（県有地）に移転することについて、断固反対するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年6月25日

鳥 取 県 三 朝 町 議 会